

「芦間高等学校の学校運営協議会」について

学校運営協議会とは、保護者及び地域 住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や生徒の健全育成に取り組むために設置されている機関です。

様々な事項について協議する中で、教員の授業その他教育活動に係る保護者からの意見の調査審議に関する事項についても協議を行い、校長に対して意見を述べるができるものとなっています。

【「学校運営協議会の設置等に関する規則」からの抜粋】

第二条 学校運営協議会（以下「協議会」という。）は、大阪府教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域 住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や幼児、児童及び生徒の健全育成に取り組むために設置するものとする。

第六条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行い、校長に対して意見を述べるができる。

一 学校経営計画に関する事項

二 学校評価に関する事項

三 教員（教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師をいう。）の授業その他の教育活動に係る保護者からの意見の調査審議に関する事項

2 前項に掲げるもののほか、協議会は、学校運営の全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べるができる。なお、教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取するものとする。

学校運営協議会は、年に3回開催します。例年、6月下旬、11月下旬、2月上旬に実施する予定となっています。

学校運営協議会で議論された内容については、芦間高校ホームページに順次掲載してまいります。

前述のとおり、学校運営協議会の役割には「保護者からの意見の調査審議に関する事項」がございします。これは、「学校の授業やその他の教育活動に問題がある」と保護者が思われたときに、協議会に対して意見表明をすることで、協議会はその意見を吸い上げて議論し、学校に対して意見を述べることができます。校長はその意見を尊重し、速やかに対応することになります。

もし学校運営協議会の場で意見を協議してほしい場合は、別紙様式に明記のうえ、ご意見をお寄せください。

学校運営協議会が行う意見の収集の仕方やその様式については、府から示されたマニュアルに基づいて実施します。手続き等について面倒とお感じになるかもしれませんが、ご理解とご協力よろしくをお願いいたします。